

企業の実情に応じた具体的な改善策を提案します！

あなたの企業の
高齢社員は？

高齢社員の経験・能力を活かして業績を伸ばしている企業がある一方で、継続雇用制度は導入したものの、社員のモチベーションや生産性が低下するなど悩んでいる企業も少なくありません……**そこで！**

企画立案サービス

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 (JEED) が経費の **2分の1** を負担します。

企業の高齢者雇用に関する課題を「企画立案サービス」が解決します！



企業A（建設業）

定年後は、技能伝承による後継者育成をしてもらえれば、と考えているが、働く本人が納得でき、モチベーションが下がらないような制度をつくりたい。

企業B（非製造業）

継続雇用する際の**仕事や役割、賃金等**をどう見直していいかわからない。
継続雇用の間も、働きに応じて評価する方法を考えたい。

人事・労務管理上の諸問題について具体的な解決案を作成することで、
高齢者の継続雇用制度の円滑な運営・定着を推進します。

🍀 ご利用いただいた事業主の声 🍀

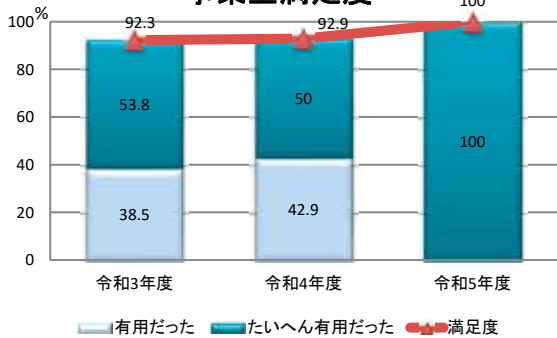
企業A 従業員の高齢化や技能労働者の不足、若年入職者の減少が続いている中、中途採用者の確保も難しくなっている。高齢者を含めた人事評価制度を導入したことにより、高齢者のモチベーションも改善され、活躍の場が拡大した。

（秋田県：建設業）

企業B 従来は高年齢雇用継続給付や年金受給を考慮して個別に決定していたが、継続雇用対象者も増え、年金支給開始年齢も引き上げられたので、個別対応が困難になってきたため、企画立案で従業員規模にあった評価方法を作成でき、高齢者の活性化に寄与している。

（宮崎県：卸売小売業）

事業主満足度



企画立案の特徴は・・・

- **企業の高齢者雇用の実情**に応じたさまざまな企画立案書を作成します。
- 70歳雇用推進プランナー及び高年齢者雇用アドバイザーが、企画立案提出後も**必要なフォローアップ**を行います。

● 訪問回数 概ね5回

● 作成期間 2～3ヶ月

企画立案の例

高齢者雇用に関する会社の基本姿勢はどのようなものですか？

・企業にとって必要な人材として位置付け、本人のやる気を引き出す賃金・評価制度の導入

65歳を超える高齢者雇用の実態はどうなっていますか？

・65歳定年制度、70歳以上の再雇用制度の導入に伴う賃金・評価制度の構築
・70歳もしくは、年齢を定めずに再雇用する会社基準による再雇用制度の導入に伴う人事制度の構築

再雇用者の賃金はどのように設定していますか？

・職務に応じた賃金
・市場賃金に見合った賃金
・定年前の貢献度や職務遂行能力を評価した賃金
・定年後の職務や役割変化に応じた賃金 等

職場の高齢化が進み、生産性が低下していませんか？

・高齢者の身体機能低下に伴う職場環境の整備
・作業負担軽減と生産性向上のための職場改善

再雇用者のモチベーションが低下していませんか？①

・再雇用者の役割、職務の見直し
・評価制度を取り入れた賃金制度の構築

再雇用者のモチベーションが低下していませんか？②

・役割に応じた複線型の再雇用制度の導入
・マイスター制度の提案

勤務形態はフルタイムのままですか？

・短日・短時間勤務等を活用した柔軟な勤務制度の構築

退職一時金・退職年金はどのようなになっていますか？

・定年延長を見据えた退職金制度の構築、見直し
・再雇用期間に対する慰労金（第二退職金）の創設

職務内容は定年前と同じですか？

・職務分析に基づく職務再設計、ワークシェアリングやローテーションの構築
・多能工化の提案

従業員の高齢化に伴う健康対策は行っていますか？

・労働安全衛生法に準拠した健康管理・安全管理体制の整備
・ストレスチェック制度、実施体制の構築

高齢者の経験や技能をどのように活かしていますか？

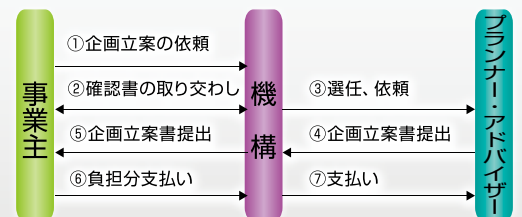
・技能伝承のためのスキルマップ、マニュアルの作成
・高齢者と若年者のペア就労による技能伝承システムの構築

高齢者の能力向上のための施策はありますか？

・高齢者を含めた研修体系の構築
・技能伝承を促す資格手当・インセンティブ手当の創設

ご利用をお考えの際は、最寄りの都道府県支部にご相談ください。

ご依頼内容を審査のうえ、お申込みいただいた事業主と機構との間で、実施に関する確認書を取り交わし、実施するのに最も適した70歳雇用推進プランナー及び高齢者雇用アドバイザーを選任・依頼して企画立案を行います。



企画立案に要する経費の目安は、右表のとおりとし、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）が **経費の2分の1を負担します**。

企画立案の内容	最高限度額	事業主負担額（2分の1）
(1)基礎的なもの	100,000円	50,000円
(2)企画立案に時間を要するもの	200,000円	100,000円
(3)企画立案に相当時間を要するもの	300,000円	150,000円
(4)上記(3)よりさらに時間を要するもの	要相談	相談のうえ決定した額の2分の1を負担していただきます

当サービスをご利用の際にご提出いただく資料及びその成果物を作成する上で知り得た情報については、機構職員及び担当プランナー・アドバイザーが当サービスの目的のためにのみ使用し、他者に漏洩することはありません。

詳しくは、各都道府県支部へお問い合わせください。